

# 14. 狩 猟 税

	税率	狩猟者登録総件数	調 定 額	
			千円	
第一種銃猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	2,133	28,123	
	① 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円×1/4	-	
	② 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円×3/4	-	
	③ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	16,500円×1/2	3	
	④ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	16,500円×1/2	849	
	⑤ 上記に該当しないもの	16,500円	1,281	
	所得割額の納付を要しない者		150	1,100
	⑥ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円×1/4	-	-
	⑦ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円×3/4	-	-
	⑧ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	11,000円×1/2	-	-
⑨ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	11,000円×1/2	100	550	
⑩ 上記に該当しないもの	11,000円	50	550	
課税免除		63	-	
⑪ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	39	-	
⑫ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	24	-	
網猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	156	951	
	⑬ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	-	
	⑭ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	-	
	⑮ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	1	
	⑯ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	79	
	⑰ 上記に該当しないもの	8,200円	76	
	所得割額の納付を要しない者		25	93
	⑱ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	⑲ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	⑳ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
㉑ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	16	43	
㉒ 上記に該当しないもの	5,500円	9	50	
課税免除		8	-	
㉓ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	6	-	
㉔ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	2	-	
わな猟免許に係る登録	所得割額の納付を要する者	386	2,230	
	㉕ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円×1/4	-	
	㉖ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円×3/4	-	
	㉗ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	8,200円×1/2	3	
	㉘ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	8,200円×1/2	225	
	㉙ 上記に該当しないもの	8,200円	158	
	所得割額の納付を要しない者		32	112
	㉚ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	㉛ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	㉜ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
㉝ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	23	62	
㉞ 上記に該当しないもの	5,500円	9	50	
課税免除		21	-	
㉟ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	11	-	
㊱ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	10	-	
第二種銃猟免許に係る登録			155	791
	㊲ 法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円×1/4	-	-
	㊳ 法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円×3/4	-	-
	㊴ 法附則第32条第1項に該当するもの	-	-	-
	㊵ 法附則第32条第2項に該当するもの	-	-	-
	㊶ 法附則第32条の2第1項に該当するもの	5,500円×1/2	-	-
	㊷ 法附則第32条の2第2項に該当するもの	5,500円×1/2	22	59
㊸ 上記に該当しないもの	5,500円	133	732	
① ~ ㊸ の 合 計		3,129	33,400	